

仕様書

1. 調査課題名

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関する調査

2. 調査目的

食品安全委員会が実施する「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(以下「自ら評価」という。)を迅速かつ円滑に実施するために、各国から提出された回答等を基に、自ら評価の審議のための基礎資料を作成することを目的とする。

3. 作業内容

(1) 回答に添付された資料の翻訳、整理・分析

現時点(平成20年3月27日時点)で質問書に対する回答を提出した9ヶ国(オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス)を対象として、回答に添付された自ら評価のために参考となる各種資料(各国の関連する法令及びOIEのBSEステータス評価に係る資料等)について、回答本体で引用されている資料を中心に、翻訳(英語又は西語)を実施する。

次に、現在、プリオン専門調査会で実施している、自ら評価の審議状況及び現在のプリオン病の状況(リスク評価、管理措置、発生状況等)等を踏まえ、翻訳した成果物を評価項目に従って整理・分析を行い、プリオン専門調査会の審議に活用できる基礎資料としてとりまとめる。なお、整理・分析に当たっては、回答本体及び最新の科学的知見等を踏まえることとする。回答本体については、事務局より提供する。

また、オーストラリア、メキシコ、コスタリカについては、平成19年度食品安全確保総合調査として実施した調査結果(「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査」)を参考にする。

(参考)

添付文書の翻訳

- ・英語(1ヶ国当たり110ページ、1ページ400字(図表含む)):6ヶ国
- ・西語(1ヶ国当たり110ページ、1ページ400字(図表含む)):3ヶ国

(自ら評価の評価項目)

1. 生体牛のリスク

1) 侵入リスク

- (1) 生体牛の輸入
- (2) 肉骨粉の輸入

- (3) 動物性油脂の輸入
- (4) 輸入規制の概要・遵守状況等
- 2) 暴露・増幅リスク
 - (1) 飼料規制の概要・遵守状況・交差汚染の可能性等
 - ① 飼料給与規制
 - ② 飼料給与方法
 - ③ 牛と豚・鶏との混合飼養の有無
 - ④ 飼料製造施設
 - ⑤ 飼料製造・流通・給与に関する規制の遵守状況
 - ⑥ 飼料サンプリング
 - (2) レンダリングの実施状況
 - ① レンダリング施設数・生産量
 - ② レンダリング処理方法
 - ③ 交差汚染防止対策
 - ④ レンダリングに係る規制
 - (3) SRM(特定危険部位)の利用実態等
 - ① SRM の定義
 - ② SRM の利用実態
 - ③ SRM の処理方法
 - (4) 牛以外の動物の TSE の発生状況
 - (5) 国内防疫に係る規制
- 3) サーベイランスによる検証
 - (1) サーベイランスの概要・成績
 - ① 母集団の構造
 - ② 実施対象
 - ③ カテゴリー別の年間母集団
 - ④ サーベイランス計画の策定根拠
 - ⑤ 疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制
 - ⑥ サーベイランスの成績
 - (2) 検査手法
 - ① 資料採取した牛の年齢の特定に適用された方法
 - ② 検査材料採取手法
 - ③ 検査手法(一次検査・確認検査)
 - (3) BSE 認知プログラム・届出義務等
 - ① BSE 認知プログラム

②BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

2食肉・内臓のリスク

1)と畜対象

(1)トレーサビリティー

(2)と畜頭数

2)と畜場の各プロセス

(1)と畜場の概要

①と畜前検査

②と畜場での BSE 検査

③スタンニング

④ピッシング

⑤SRM の除去

⑥SSOP、HACCP に基づく管理

3)機械回収肉

4)内臓

3日本向け輸出の付加的要件等

(2)自ら評価に寄与する最新の科学論文等の収集

自ら評価の各評価項目に関連した最新の科学論文等を 30 件以上収集及び解析の上、10 件以上を翻訳し、抄録を作成する。

(3)調査結果の報告会開催

- ① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。
- ② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として食品安全委員会事務局(以下「事務局」という。)の指示に従い、事務局会議室を使用することとし、開催日時、構成等について、事前に事務局担当官の了承を得ることとする。

(4)成果物の作成

調査報告書等を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理・分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 調査報告書(製本版)は、日本工業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- ④ 調査報告書(CD-ROM)は、PDF形式(OCR処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル等)で作成すること。

- ⑤ 成果物(案)ができた段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

4 契約期間

平成20年8月5日～平成20年12月26日

5 作業スケジュールの目安

20年8月	調査方針に関する打合せ
20年8月～10月	回答内容の確認及び回答に添付された文書の翻訳、整理・分析
20年11月	報告書の作成
20年12月	成果物の納品

6 成果物

(1) 調査報告書(製本版)	50部
(2) 調査報告書(CD—ROM)	2部
(3) 収集した文献等(原著)	1部
(4) 収集した文献等が検索可能な電子情報(CD—ROM)	2部

7 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8 監督職員(人事異動の場合は後任者等による)

事務局 評価課 プリオン・自然毒係長 菊池 栄作

9 検査職員(人事異動の場合は後任者等による)

事務局 評価課 課長補佐 横田 栄一

10 連絡調整

作業の実施に当たってはあらかじめ事務局担当官と連絡を密に取ることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。また、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官の指示に従うこと。

11 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価方式(調査)の手続きを経て行うものであり、本仕様

書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12 その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。